預 金 規 定 集

池田泉州銀行

（２０２６年１０月１日 現在）

総合口座取引規定

１．（総合口座取引）

（１）次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引といいます。）ができます。

ただし、満 18 歳未満の預金者は、②、③のご利用はできません。

① 普通預金

② 期日指定定期預金、スーパー定期預金、大口定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

③ 第２号の定期預金を担保とする当座貸越

（２）普通預金については、単独で利用することができます。

（３）第１項第１号および第２号の取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

２．（取扱店の範囲）

（１）普通預金は、取引店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

（２）期日指定定期預金、スーパー定期預金および変動金利定期預金の預入れは一口一万円以上、大口定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、取引店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱いいたします。

ただし、マル優扱いによる預入れ、マル優限度額方式の場合の初回預入れ、解約および書替継続は取引店のみで取扱います。

３．（定期預金の自動継続）

（１）定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。

ただし、期日指定定期預金は、通帳の自動継続定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

（２）継続された預金についても前項と同様とします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を取引店に申出てください。

ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取引店に申出てください。

４．（預金の払戻し等）

（１）普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。なお，定期預金は，当行がやむを得ないと認める場合を除き，満期前に解約することはできません。

（２）普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。

（３）普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内 の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

５．（預金利息の支払い）

（１）普通預金の利息は、毎年２月と８月の当行所定の日に普通預金に組入れます。

（２）定期預金の利息は、元金に組入れる場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。

現金で受取ることはできません。

６．（当座貸越）

（１）普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。

（２）前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）はこの取引の定期預金の合計額の 90%（千円未満は切捨てます。）または 200 万円のうちいずれか少ない金額とします。

（３）第１項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。

なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第８条第１項第１号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

７．（貸越金の担保）

（１）この取引に定期預金があるときは、第２項の順序に従い、その合計額について 223 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

（２）この取引に定期預金があるときは、後記第８条第１項第１号の貸越利率の低いものから順次担保とします。
なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

（３）① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第２項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

８．（貸越金利息等）

（１）① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年２月と８月の当行所定の日に、１年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。

この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A． 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「2 年以上」の利率

に年 0.5%を加えた利率

B. スーパー定期預金を貸越金の担保とする場合

そのスーパー定期預金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率

C. 大口定期預金を貸越金の担保とする場合

その大口定期預金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率

D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率

② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第 1 号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

（2）当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14.0%（年 365 日の日割計算）とします。

9.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（1）通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

（2）通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める場合があります。

（3）届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

10.（成年後見人等の届け出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について，家庭裁判所の審判により，補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（3）すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様にお届けください。

（4）前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（5）前 4 項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11.（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12.（即時支払）

（1）次の各号のーにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき

② 相続の開始があったとき

③ 第 8 条第 1 項第 2 号により極度額をこえたまま 6 か月を経過したとき

④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

（2）次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13.（解約等）

（1）普通預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。

ただし、当行所定の条件を満たす口座の解約については、当行所定の方法による本人確認をもって、届出の印章の押印に代えることとします。

この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳を発行します。

（2）前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

（3）前項のほか、次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取 引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金 口座を解約することができるものとします。

この取引を解約した場合において貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この解約により 当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係 企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴 力団員等」

という。）に該当し、または次のいずれかに 該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他ＡからＤに準ずる行為

１４.（差引計算等）

（1）この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。

① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。

また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

③ 第１号から第２号により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

この場合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

（2）前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

１５.（譲渡、質入れの禁止）

（1）普通預金、定期預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（2）当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によります。

１６.（キャッシュカード）

（1）この預金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当行所定の手段により、この預金の残高等の取引状況を照会することができます。

照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

（2）この預金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して、電話機、パーソナルコンピューター等を通じて、電話やインターネット等により「ダイレクトバンキング」ほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。

使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して受付けた場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

（3）この預金についてカードを発行した場合には、各種サービスの申込、利用、各種届出等における本人確認を目的に、当行が指定する電話番号に届出電話番号から電話をかけていただき、使用された電話番号と届出の電話番号とが一致することを確認させていただく場合があります。

使用された電話番号と届出電話番号が一致しなかった場合は、依頼取引は取消されたものとみなします。

この取消しにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

１７.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（1）定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金が第７条第１項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

（2）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。

ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（3）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

（4）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

（5）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金等の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１８.（未利用口座管理手数料）

（1） この預金について、別途定める一定の期間に当行所定の取引

がない場合、預金者は当行所定の未利用口座管理手数料を支払うものとします。未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額は、当行ホームページで公表します。

（2） 未利用口座管理手数料は、この預金口座から当行所定の方法により引落します。

（3） 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった預金口座については、口座残高の全額を未利用口座管理手数料の一部に充当し、預金者に通知することなく預金口座を解約することができるものとします。

（4） 一旦引落しとなった未利用口座管理手数料は、返却いたしません。

（5） 未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額等は、変更することがあります。変更がある場合は、当行ホームページで公表します。

１９.（本規定の変更）

（１）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（２）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（３）第１項第２号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以　上

普通預金規定

１.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第１３条第３項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第１３条第３項各号のーにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

２.（取扱店の範囲）

この預金は、取引店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

３.（証券類の受入れ）

（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。

（2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。

当行は白地を補充する義務を負いません。

（3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

（4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

（5）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

４.（振込金の受入れ）

（1）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、振込金の入金記帳は振込通知受信の翌営業日以降とする場合があります。

（2）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

５.（受入証券類の決済、不渡り）

（1）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。

その払戻しができる予定の日は、通帳の符号説明欄に記載します。

（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。

この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は取引店で返却します。

（3）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

６.（預金の払戻し）

（1）この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに提出してください。

（2）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。

（3）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

7.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年２月と８月の当行所定の日に店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（1）通帳や印章を失ったとき、または、印鑑、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

（2）通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9.（成年後見人等の届け出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について，家庭裁判所の審判により，補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（3）すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

（4）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（5）前４項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11.（譲渡、質入れの禁止）

（1）この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（2）当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12.（取引の制限等）

（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（3）前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

13.（解約等）

（1）この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。

ただし、当行所定の条件を満たす口座の解約については、当行所定の方法による本人確認をもって、届出の印章の押印に代えることとします。

（2）次の各号のーにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第１１条第１項に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第１２条第１項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 第１２条に定める取引等の制限が、１年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第１号から第６号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

（3）前２項のほか次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係 企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能 暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴 力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他ＡからＤに準ずる行為

（4）この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（5）第２項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。

この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

１４.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１５.（キャッシュカード）

（1）この預金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当行所定の手段により、この預金の残高等の取引状況を照会することができます。

照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

（2）この預金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して、電話機、パーソナルコンピューター等を通じて、電話やインターネット等により「ダイレクトバンキング」ほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。

使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して受付けた場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

（3）この預金についてカードを発行した場合には、各種サービスの申込、利用、各種届出等における本人確認を目的に、当行が指定する電話番号に届出電話番号から電話をかけていただき、使用された電話番号と届出の電話番号とが一致することを確認させていただく場合があります。

使用された電話番号と届出電話番号が一致しなかった場合は、依頼取引は取消されたものとみなします。

この取消しにより生じた損害については、当行は責任を負いません

１６.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（1）この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（2）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（3）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

（4）相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

（5）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１７.（未利用口座管理手数料）

（1）この預金について、別途定める一定の期間に当行所定の取引

がない場合、預金者は当行所定の未利用口座管理手数料を支払うものとします。未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額は、当行ホームページで公表します。

（2）未利用口座管理手数料は、この預金口座から当行所定の方法により引落します。

（3）残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった預金口座については、口座残高の全額を未利用口座管理手数料の一部に充当し、預金者に通知することなく預金口座を解約することができるものとします。

（4）一旦引落しとなった未利用口座管理手数料は、返却いたしません。

（5）未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額等は、変更することがあります。変更がある場合は、当行ホームページで公表します。

１８.（本規定の変更）

（1）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（2）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（3）第１項第２号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以　上

普通預金規定（通帳不発行口座）

１.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第１４条第３項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第１４条第３項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

２.（通帳の不発行）

（1）この預金口座については、通帳を発行しません。また、取引明細について、インターネットバンキングにより確認することができます。なお、取引明細にかかる明細票は交付しません。

（2）通帳不発行口座を紙媒体の預金通帳を発行する口座に切り替えることはできません。

３.（取扱店の範囲）

この預金は、取引店のみで取扱います。当行の他の店舗での預入れ、払戻しはできません。

４.（証券類の受入れ）

（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。

（2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。

当行は白地を補充する義務を負いません。

（3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

（4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

（5）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

５.（振込金の受入れ）

（1）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、振込金の入金記帳は振込通知受信の翌営業日以降とする場合があります。

（2）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

６.（受入証券類の決済、不渡り）

（1）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。

（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。

この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は取引店で返却します。

（3）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

７.（預金の払戻し）

（1）この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

（2）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。

（3）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

８.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年２月と８月の当行所定の日に店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

９．（届出事項の変更等）

（1）印章を失ったとき、または、印鑑、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

（2）印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

１０．（成年後見人等の届け出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について，家庭裁判所の審判により，補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（3）すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

（4）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（5）前４項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

１１．（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

１２．（譲渡、質入れの禁止）

（1）この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（2）当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

１３．（取引の制限等）

（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（3）前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

１４．（解約等）

（1）この預金口座を解約する場合には、届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。

（2）次の各号のーにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第１２条第１項に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第１３条第１項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 第１３条に定める取引等の制限が、１年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第１号から第６号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

（3）前項のほか次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係 企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能 暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴 力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認めら

れる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他ＡからＤに準ずる行為

（4）この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（5）前２項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。

この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

１５.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１６.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（1）この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（2）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（3）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

（4）相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

（5）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１７.（未利用口座管理手数料）

（1）この預金について、別途定める一定の期間に当行所定の取引

がない場合、預金者は当行所定の未利用口座管理手数料を支払うものとします。未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額は、当行ホームページで公表します。

（2）未利用口座管理手数料は、この預金口座から当行所定の方法により引落します。

（3）残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった預金口座については、口座残高の全額を未利用口座管理手数料の一部に充当し、預金者に通知することなく預金口座を解約することができるものとします

（4）一旦引落しとなった未利用口座管理手数料は、返却いたしません。

（5）未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額等は、変更することがあります。変更がある場合は、当行ホームページで公表します。

１８.（本規定の変更）

（1）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（2）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（3）第１項第２号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以　上

貯蓄預金規定

１．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第 14 条第３項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第 14 条第３項各号のーにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

２．（取扱店の範囲）

この預金は、取引店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

３．（証券類の受入れ）

（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。

（2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。

当行は白地を補充する義務を負いません。

（3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

（4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

（5）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

４．（振込金の受入れ）

（1）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、振込金の入金記帳は振込通知受信の翌営業日以降とする場合があります。

（2）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

５．（受入証券類の決済、不渡り）

（1）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れ証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。

その払戻しができる予定の日は、通帳の符号説明欄に記載します。

（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。

この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は取引店で返却します。

（3）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

６．（預金の払戻し）

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

７．（自動支払い等）

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

８．（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000 円以上について付利単位を１円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎年２月と８月の当行所定の日に、この預金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

９．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（1）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

（2）この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

１０．（成年後見人等の届け出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について，家庭裁判所の審判により，補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（3）すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

（4）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（5）前４項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

１１．（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

１２．（譲渡、質入れ等の禁止）

（1）この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（2）当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

１３．（取引の制限等）

（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネーローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（3）前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネーローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

１４．（解約等）

（1）この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。

ただし、当行所定の条件を満たす口座の解約については、当行所定の方法による本人確認をもって、届出の印章の押印に代えることとします。

（2）次の各号のーにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第１２条第１項に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第１３条第１項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 第１３条に定める取引等の制限が、１年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第１号から第６号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

（3）前２項のほか次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係 企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能 暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他ＡからＤに準ずる行為

（4）この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（5）第２項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

１５．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１６.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（1）この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（2）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（3）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

（4）相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

（5）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１７.（未利用口座管理手数料）

（1）この預金について、別途定める一定の期間に当行所定の取引

がない場合、預金者は当行所定の未利用口座管理手数料を支払うものとします。未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額は、当行ホームページで公表します。

（2）未利用口座管理手数料は、この預金口座から当行所定の方法により引落します。

（3）残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった預金口座については、口座残高の全額を未利用口座管理手数料の一部に充当し、預金者に通知することなく預金口座を解約することができるものとします

（4）一旦引落しとなった未利用口座管理手数料は、返却いたしません。

（5）未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額等は、変更することがあります。変更がある場合は、当行ホームページで公表します。

１８.（本規定の変更）

（1）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（2）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（3）第１項第２号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以　上

定期預金共通規定

１.（定期預金通帳および証書）

（1）定期預金は、定期預金通帳でお預入れいただけます。

① 定期預金通帳

種類の異なる定期預金を複数明細お預入れいただけます。

（2）定期預金通帳でお預入れいただける定期預金の種類

① 期日指定定期預金

② スーパー定期預金

③ 変動金利定期預金

④ 定期預金「スーパーＶ」

⑤ 大口定期預金

２.（証券類の受入れ）

（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。

（2）受入れた証券類が不渡りとなった時は預金になりません。

不渡りとなった証券類は、通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、取引店で返却します。

３.（届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等）

（1）通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

（2）通帳（証書）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行（証書は通帳に変更）は、当行所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

4.（成年後見人等の届け出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について，家庭裁判所の審判により，補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（3）すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

（4）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（5）前４項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5.（印鑑照合）

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6.（譲渡、質入れの禁止）

（1）この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。

（2）当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

7.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（1）この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（2）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（3）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

（4）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

（5）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8.（口座の自動閉鎖）

通帳取引に関し、下記条件に該当する場合、当該通帳の預金口座を閉鎖します。なお、口座閉鎖に関する通知は行いません。

（1）口座残高がゼロであること

（2）最終取引日から１２ヶ月経過していること

9.（本規定の変更）

（1）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（2）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（3）第１項第２号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以　上

期日指定定期預金
自動継続期日指定定期預金　規定

1.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第６条５項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第６条第５項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2.（自動継続）

（1）自動継続期日指定定期預金は、通帳（証書）記載の最長預入期限に自動的に通帳式の期日指定定期預金として継続します。

継続された預金についても同様とします。

（2）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（3）継続を停止するときは、通帳（証書）記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取引店に申出てください。

3.（預金の支払時期等）

（1）期日指定定期預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

（2）満期日は、通帳（証書）記載の据置期間（1 年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。

満期日を指定する場合は、取扱店に対してその 1 か月前までに通知を必要とします。

なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1 万円以上の金額で指定してください。

（3）自動継続期日指定定期預金の場合、前項により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申出があったものとして取扱います。

ただし、一部の金額が解約された場合は、その残りの金額について自動継続として取扱います。

（4）第 2 項による満期日の指定がない場合は、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。

（5）第 2 項により定められた満期日から 1 か月経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定はなかったものとします。

自動継続期日指定定期預金はこの場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

4.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法により計算します。

① 預入日から満期日までの期間が 1 年以上 2 年未満の場合

通帳（証書）記載の「2 年未満」利率

② 預入日から満期日までの期間が 2 年以上の場合

通帳（証書）記載の「2 年以上」利率（以下「2 年以上利率」といいます。）

（2）自動継続期日指定定期預金の自動継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。

ただし、利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。

（3）自動継続期日指定定期預金を継続する場合の利息は、あらかじめ指定された預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。

（4）この預金（継続を停止した自動継続期日指定定期預金を含みます。）の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（5）この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項または第 5 項の規定により解約する場合にはその利息は、預入日（自動継続期日指定定期預金の場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。なお、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6 か月未満　　解約日における普通預金の利率

② 6 か月以上 1 年未満　　2 年以上利率×40%

③ 1 年以上 1 年 6 か月未満　2 年以上利率×50%

④ 1 年 6 か月以上 2 年未満　2 年以上利率×60%

⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満　2 年以上利率×70%

⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満　2 年以上利率×90%

（6）この預金の付利単位は 1 円とし、1 年 365 日として日割で計算します。

5.（取引の制限等）

（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネーローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（3）前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネーローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

6.（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は，当行がやむを得ないと認める場合を除き，満期前に解約することはできません。

（2）この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに取引店に提出してください。

但し、当行で所有するタブレット端末で受付し、解約により払い戻した資金をこの預金と同一店舗、同一預金者の普通預金口座に振替入金する場合に限り、入金する普通預金口座のキャッシュカードおよび定期預金の通帳を提出し、画面表示等の操作手順に従って、定期預金の口座番号、預金番号、普通預金口座の届出の暗証番号その他の事項を正確に入力してください。

この場合、払戻請求書を提出する必要はありません。（法人名義の預金および証書式定期預金は除く）

（3）この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）

とともに取引店に提出してください。

（4）次の各号のーにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金および通帳（証書）を当行の承諾なく、譲渡または質入れした場合。

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第５条第１項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 第５条に定める取引等の制限が、１年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第１号から第６号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

（5）前項のほか、次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係 企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能 暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに 該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他ＡからＤに準ずる行為

7.（本規定の変更）

（1）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（2）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（3）第１項第２号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以　上

スーパー定期預金
自動継続スーパー定期預金　規定

1.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第８条第５項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第８条第５項各号のーにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2.（預金の支払時期）

スーパー定期預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3.（自動継続）

（1）自動継続スーパー定期預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の通帳式のスーパー定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（2）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

4.（利息）

4−1　スーパー定期預金の利息

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、中間利払日にこの預金と満期日を同一とするスーパー定期預金とし、その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

4−2　自動継続スーパー定期預金の利息

（1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については第３条第２項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」 といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

（2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息、および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの預金と満期日を同一とするスーパー定期預金とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続２年スーパー定期預金に継続します。

③ 預入日の２年後の応当日の翌日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。

また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

（3）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

4−3　スーパー定期預金複利型の利息

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

4−4　自動継続スーパー定期預金複利型の利息

（1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については第３条第２項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって６か月複利の 方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組 入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指 定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）と ともに提出してください。

（2）継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

5.（期限前解約、付利単位）

（1）この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合、および第8条第4項または第5項規定により解約する場合にはその利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。なお、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって計算（複利型は6か月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払 額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

なお、スーパー定期預金複利型については、預入日の1年後の応当日以後であれば、満期日前に解約する場合、次の範囲で元金の一部を1万円以上1円単位の金額にて一部解約することができます。

イ．この預金の元金金額が300万円を超える場合

元金金額のうち300万円を超える金額部分

ロ．この預金の元金金額が300万円未満の場合

元金金額のうち任意に指定した金額部分

この場合、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払ます。

一部解約後の残余の預金についての利息は、一部解約日以降も約定利率を適用して計算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A．6か月未満　解約日における普通預金の利率
B．6か月以上1年未満　約定利率×50%
C．1年以上3年未満　約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A．6か月未満　解約日における普通預金の利率
B．6か月以上1年未満　約定利率×20%
C．1年以上2年未満　約定利率×30%
D．2年以上3年未満　約定利率×55%
E．3年以上4年未満　約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A．6か月未満　解約日における普通預金の利率
B．6か月以上1年未満　約定利率×15%
C．1年以上2年未満　約定利率×20%
D．2年以上3年未満　約定利率×40%
E．3年以上4年未満　約定利率×70%
F．4年以上5年未満　約定利率×90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A．6か月未満　解約日における普通預金の利率
B．6か月以上1年未満　約定利率×10%
C．1年以上2年未満　約定利率×15%
D．2年以上3年未満　約定利率×30%
E．3年以上4年未満　約定利率×50%
F．4年以上5年未満　約定利率×75%

⑤ 預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A．6か月未満　解約日における普通預金の利率
B．6か月以上1年未満　約定利率×10%
C．1年以上2年未満　約定利率×15%
D．2年以上3年未満　約定利率×25%
E．3年以上4年未満　約定利率×40%
F．4年以上5年未満　約定利率×65%
G．5年以上6年未満　約定利率×80%
H．6年以上7年未満　約定利率×85%

⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A．6か月未満　解約日における普通預金の利率
B．6か月以上2年未満　約定利率×10%
C．2年以上3年未満　約定利率×20%
D．3年以上4年未満　約定利率×35%
E．4年以上5年未満　約定利率×55%
F．5年以上6年未満　約定利率×70%
G．6年以上7年未満　約定利率×75%
H．7年以上8年未満　約定利率×80%
Ⅰ．8年以上9年未満　約定利率×85%
J．9年以上10年未満　約定利率×90%

（2）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6.（中間利息定期預金）

（1）中間利息定期預金の利息については、第4条の規定を準用します。

（2）中間利息定期預金については、次により取扱います。

なお、証書式の場合であっても、中間利息定期預金については証書を発行しません。

① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

（3）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

7.（取引の制限等）

（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネーローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（3）前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネーローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

8.（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は，当行がやむを得ないと認める場合を除き，満期前に解約することはできません。

（2）この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに取引店に提出してください。

但し、当行で所有するタブレット端末で受付し、解約により払い戻した資金をこの預金と同一店舗、同一預金者の普通預金口座に振替入金する場合に限り、入金する普通預金口座のキャッシュカードおよび定期預金の通帳を提出し、画面表示等の操作手順に従って、定期預金の口座番号、預金番号、普通預金口座の届出の暗証番号その他の事項を正確に入力してください。

この場合、払戻請求書を提出する必要はありません。（法人名義の預金および証書式定期預金は除く）

（3）この預金の一部について解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに取引店に提出してください。

（4）次の各号のーにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金および通帳（証書）を当行の承諾なく、譲渡または質入れした場合。

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第条第１項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 第７条に定める取引等の制限が、１年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第１号から第６号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

（5）前項のほか、次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する 行為

E. その他Ａから Ｄに準ずる行為

９．（本規定の変更）

（１）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（２）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（３）第１項第２号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以 上

大口定期預金
自動継続大口定期預金　規定

１．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第６条第４項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第６条第４項各号のーにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

２．（大口定期預金の支払時期）

大口定期預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

３．（自動継続）

（１）自動継続大口定期預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の通帳式の大口定期預金に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

４．（利息）

４−１　大口定期預金の利息

（１）大口定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」とい います。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

４−２　自動継続大口定期預金の利息

（１）自動継続大口定期預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については第３条第２項の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率（継続 後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70%を乗じた利率。

ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

（２） この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。

また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳

（証書）とともに提出してください。

（3）継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

5.（取引の制限等）

（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネーローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（3）前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネーローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

6.（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は，当行がやむを得ないと認める場合を除き，満期前に解約することはできません。

（2） この預金を解約または書替継続するとき、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに取引店に提出してください。

但し、当行で所有するタブレット端末で受付し、解約により払い戻した資金をこの預金と同一店舗、同一預金者の普通預金口座に振替入金する場合に限り、入金する普通預金口座のキャッシュカードおよび定期預金の通帳を提出し、画面表示等の操作手順に従って、定期預金の口座番号、預金番号、普通預金口座の届出の暗証番号その他の事項を正確に入力してください。

この場合、払戻請求書を提出する必要はありません。（法人名義の預金および証書式定期預金は除く）

（3）次の各号のーにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金および通帳（証書）を当行の承諾なく、譲渡または質入れした場合。

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第５条第１項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 第５条に定める取引等の制限が、１年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第１号から第６号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

（4）前項のほか、次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関 係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認めら れる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の

信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他Ａからｄに準ずる行為

7.（期限前解約・付利単位）

（1）この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第3項または第4項の規定により解約する場合にはその利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と次の第2号の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率×70%

C. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率×70%

B. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

（2）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

8.（本規定の変更）

（1）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（2）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（3）第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以 上

変動金利定期預金
自動継続変動金利定期預金　規定

1.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第7条第4項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第7条第4項各号のーにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2.（預金の支払時期）

変動金利定期預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に支払います。

3.（自動継続）

（1）自動継続変動金利定期預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の通帳式の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（2）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率算定方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

（3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

4.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（自動継続型で継続したときはその継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、当行所定の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

5.（利息）

5−1 単利型変動金利定期預金

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳（証書）記載の中間利払利率（第4条により利率を変更したときは、変更後の利率に100%を乗じた利率）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に、指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および通帳（証書）記載の利率（第4条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および第7条第3項または第4項の規定により解約す

る場合にはその利息は次のとおり支払います。

① 預入日の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の　　中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。なお、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ. ６か月以上１年未満　　約定利率×50%

ｂ. １年以上３年未満　　約定利率×70%

B. 預入日から３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ａ. ６か月以上１年未満　　約定利率×40%

ｂ. １年以上１年６か月未満　約定利率×50%

ｃ. １年６か月以上２年未満　約定利率×60%

ｄ. ２年以上２年６か月未満　約定利率×70%

ｅ. ２年６か月以上３年未満　約定利率×90%

（4）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

5−2　単利型自動継続変動金利定期預金の利息

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳（証書）記載の中間利払利率（第４条により利率を変更したときは、変更後の利率に 100%を乗じた利率。

継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 100%を乗じた利 率）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および通帳（証書）記載の利率（第４条により利率を変更したときは、変更後の利率。

継続後の預金については第３条第２項の利率。

以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

（2）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（3）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および第７条第３項または第４項の規定により解約する場合にはその利息は次のとおり支払います。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。

なお、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ. ６か月以上１年未満　　約定利率×50%

ｂ. １年以上３年未満　　約定利率×70%

B. 預入日から３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ａ. ６か月以上１年未満　　約定利率×40%

ｂ. １年以上１年６か月未満　約定利率×50%

ｃ. １年６か月以上２年未満　約定利率×60%

ｄ. ２年以上２年６か月未満　約定利率×70%

ｅ. ２年６か月以上３年未満　約定利率×90%

（4）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

5−3　複利型変動金利定期預金の利息

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（第４条により利率を変更したときは、

変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および第７条第３項または第４項の規定により解約する場合にはその利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。

なお、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① ６か月未満　　解約日における普通預金の利率

② ６か月以上１年未満　　約定利率×40%

③ １年以上１年６か月未満　約定利率×50%

④ １年６か月以上２年未満　約定利率×60%

⑤ ２年以上２年６か月未満　約定利率×70%

⑥ ２年６か月以上３年未満　約定利率×90%

（4）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

5−4　複利型自動継続変動金利定期預金の利息

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（第４条により利率を変更したときは変更後の利率。継続後の預金については第３条第２項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

（2）継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（3）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および第７条第３項または第４項の規定により解約する場合にはその利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。なお、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって６か 月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① ６か月未満　　解約日における普通預金の利率

② ６か月以上１年未満　　約定利率×40%

③ １年以上１年６か月未満　約定利率×50%

④ １年６か月以上２年未満　約定利率×60%

⑤ ２年以上２年６か月未満　約定利率×70%

⑥ ２年６か月以上３年未満　約定利率×90%

（4）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

6.（取引の制限等）

（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネーローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（3）前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネーローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

7.（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は，当行がやむを得ないと認める場合を除き，満期前に解約することはできません。

（2）この預金を解約または書替継続するとき、当行所定の払戻 請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに取引店に提出してください。

但し、当行で所有するタブレット端末で受付し、解約により払い戻した資金をこの預金と同一店舗、同一預金者の普通預金口座に振替入金する場合に限り、入金する普通預金口座のキャッシュカードおよび定期預金の通帳を提出し、画面表示等の操作手順に従って、定期預金の口座番号、預金番号、普通預金口座の届出の暗証番号その他の事項を正確に入力してください。

この場合、払戻請求書を提出する必要はありません。（法人名義の預金および証書式定期預金は除く）

（3）次の各号のーにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金および通帳（証書）を当行の承諾なく、譲渡または質入れした場合。

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第６条第１項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 第６条に定める取引等の制限が、１年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第１号から第６号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

（４）前項のほか、次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係 企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認めら れる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他ＡからＤに準ずる行為

８．（本規定の変更）

（１）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（２）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（３）第１項第２号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以　上

定期預金『スーパーＶ』
定期預金『スーパーＶ』（自動継続型）　規定

１．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第６条第４項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第６条第４項各号のーにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

２．（預金の支払時期）

（1）定期預金「スーパーＶ」は、預金の全部または一部について預入日の６か月後の応当日以降の任意の日に、利息とともに支払います。

（2）前第１項による預金（一部解約を行った場合は、その解約後の預金残金。以下同様とします。）は、預入日の６か月後の応当日から通帳(証書)記載の満期日までの間に、次の範囲で元金の一部を１万円以上１円単位の金額にて一部解約することができます。

① この預金の元金金額が 300 万円を超える場合、元金金額のうち 300 万円を超える金額部分

② この預金の元金金額が 300 万円未満の場合、元金金額のうち任意に指定した金額部分

３．（自動継続）

（1）定期預金「スーパーＶ（自動継続型）」は、通帳(証書)記載の満期日に通帳式の「スーパーＶ（自動継続型）」に自動的に継続します。継続後の預金についても同様とします。

（2）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

４．（利息）

４−１　定期預金「スーパーＶ」の利息

（1）この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（通帳(証書)記載の満期日以後に支払う場合には満期日）の前日までの日数およ

び次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、一部解約を行う場合のこの預金の利息は、一部解約を行う元金部分について、一部解約時に預入日から一部解約日の前日までの日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、一部解約を行う元金とともに支払います。

① ６か月以上１年未満

② １年以上２年未満

③ ２年以上３年未満

④ ３年以上４年未満

⑤ ４年以上５年未満

⑥ ５年

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の６か月後の応当日前に解約する場合、第６条第３項または第４項の規定により預入日の６か月後の応当日前に解約する場合にはその利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、第６条第３項または第４項の規定により預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合にはその利息は、前第１項により計算し、この預金とともに支払います。

（4）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割りで計算します。

4−2　定期預金「スーパーⅤ（自動継続型）」の利息

（1）この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部解約を行うときは一部解約時）に預入日から満期日（解約するときは解約日、一部解約を行うときは一部解約日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算します。

ただし、一部解約を行う場合のこの預金の利息は、一部解約を行う元金部分について、一部解約時に預入日から一部解約日の前日までの日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、一部解約を行う元金とともに支払います。

① ６か月以上１年未満

② １年以上２年未満

③ ２年以上３年未満

④ ３年以上４年未満

⑤ ４年以上５年未満

⑥ ５年

（2）継続後の預金についても前第１項と同様の方法によります。

（3）継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金するか、または元金に組入れて継続します。

（4）解約または一部解約を行うときのこの預金の利息は、解約または一部解約する元金とともに支払います。

（5）継続を停止し、満期日以降にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。

なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（6）当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の６か月後の応当日前に解約する場合、および第６条第３項または第４項の規定により預入日の６か月後の応当日前に解約する場合にはその利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金 とともに支払います。

なお、第６条第３項または第４項の規定により預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合にはその利息は、前第１項により計算し、この預金とともに支払います。

（7）この預金の付利単位は１円とし、１年 365 日として日割りで計算します。

5.（取引の制限等）

（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネーローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（3）前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネーローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

6.（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は，当行がやむを得ないと認める場合を除き，満期前に解約することはできません。

（2）この預金を解約、一部解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳(証書)とともに取引店に提出してください。

但し、当行で所有するタブレット端末で受付し、解約により払い戻した資金をこの預金と同一店舗、同一預金者の普通預金口座に振替入金する場合に限り、入金する普通預金口座のキャッシュカードおよび定期預金の通帳を提出し、画面表示等の操作手順に従って、定期預金の口座番号、預金番号、普通預金口座の届出の暗証番号その他の事項を正確に入力してください。

この場合、払戻請求書を提出する必要はありません。（法人名義の預金および証書式定期預金は除く）

（3）次の各号のーにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解

約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金および通帳（証書）を当行の承諾なく、譲渡または質入れした場合。

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第５条第１項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 第５条に定める取引等の制限が、１年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第１号から第６号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

（４）前項のほか、次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴 力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他ＡからＤに準ずる行為

7.（本規定の変更）

（１）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（２）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（３）第１項第２号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以　上

積立式定期預金規定

1.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第７条第５項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第７条第５項各号のーにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2.（預金の預入れ等）

この預金の預入れは、１回あたり１円以上（ただし、自動預入機および口座振替による預入れは 5,000 円以上）とし、口座振替のほか通貨、小切手その他証券類により、当行本支店のどこの店舗でも預入れることができます。ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。

口座振替以外の預入れの場合は必ず通帳を持参してください。

3.（口座振替による預入れ）

（1）振替引落口座、振替日、振替金額、振替方法等は別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。

（2）振替引落口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合にはあらかじめ書面によって取引店に届出てください。

4.（預金の種類、期間、継続の方法等）

この預金への預入れは、預金口座にあらかじめ指定をうけた型区分により次のとおり取扱います。

（1）個人の口座の場合

① 一般型

A. 預入れ（後記 B.に規定する継続を含みます。）のつど、各別の「最長預入期限（3 年後の応当日のことをい います。）を満期日とする期日指定定期預金」（以下「3 年指定定期」といいます。）とします。

B. 同一日に満期日が到来する預金は満期日にその元利金の合計額をとりまとめ 1 口の「3 年指定定期」として継続します。

継続された預金についても以後同様とします。

C. 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

D. 満期日は、据置期間（預入れ日から 1 年のことをいいます。）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日に変更することができます。

この場合、取引店に対してその 1 か月前までに通知を必要とします。

この通知があったときは、この預金は変更後の満期日以後に支払います。

なお、変更後の満期日から 1 か月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、満期日の変更がなかったものとします。

② 目標日指定型

おはじめの日から通帳記載の目標日の前日までの期間において次のとおり取扱います。

なお、この預金は目標日の 3 か月前まで預入れることができます。

A. 預入れ（後記 B.に規定する継続を含みます。）のつど次の各別の定期預金とします。

a. 預入日（または継続日）の 1 年後の応当日から目標日までの期間が 2 年 3 か月以上の場合…「3 年指定定期」

b. 預入日（または継続日）の 1 年後の応当日から目標日までの期間が 2 年を超え 2 年 3 か月未満の場合…1 年スーパー定期預金（以下「1 年定期預金」といいます。）

c. 預入日（または継続日）の 1 年後の応当日から目標日までの期間が 2 年以下の場合…目標日を満期日とする期日指定定期預金

d. 預入日（または継続日）の 1 年後の応当日が目標日以後となる場合…目標日を満期日とするス ーパー定期預金

B. 同一日に満期日が到来する「3 年指定定期」 、「1 年定期預金」は満期日にその元利金の合計額をとりまとめて前記 A.に規定する定期預金として継続します。

継続された預金についても以後同様とします。

C. この預金に受入れた「3 年指定定期」、「1 年定期預金」の継続を停止するときは前記第 1 号 C の規定によります。

D. この預金に受入れた期日指定定期預金の満期日を変更するときは前記第 1 号 D の規定によります。

E. この預金は、目標日以後に支払います。

（2）法人の口座の場合 おはじめの日から通帳記載の目標日の前日までの期間において次のとおり取扱います。

なお、この預金は目標日の 3 か月前まで預入れることができます。

① 目標日指定型

A. 預入れ（後記 B.に規定する継続を含みます。）のつど次の各別のスーパー定期預金とします。

a. 預入日（または継続日）の 2 年後の応当日から目標日までの期間が 3 か月以上の場合…2 年スーパー定期預金（以下「2 年定期預金」といいます。）

b. 預入日（または継続日）の 2 年後の応当日から 目標日までの期間が 3 か月未満の場合（ただし、応当日が目標日となる場合を除きます。）…1 年 スーパー定期預金（以下「1 年定期預金」といいます。）

c. 預入日（または継続日）の 2 年後の応当日が目標日以後となる場合…目標日を満期日とするスーパー定期預金

B. 同一日に満期日が到来する「2 年定期預金」「1 年定期預金」は、満期日にその元利金の合計額をとりまとめて前記 A.に規定する定期預金として継続します。

継続された預金についても以後同様とします。

C. この預金に受入れた「2 年定期預金」「1 年定期預金」の継続を停止するときは前記第 1 項第 1 号 C の規定によります。

D. この預金は、目標日以後に支払います。

5.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）現在における当行所定の利率によって計算し、満期日に元金とともに支払います。

期日指定定期預金の場合、預入日（または継続日）から満期日の前日までの日数について、次の利率を用いて 1 年複利の方法で計算します。

① 預入日（または継続日）から満期日までの期間が 1 年以上 2 年未満の場合…当行所定の「1 年以上」の利率

② 預入日（または継続日）から満期日までの期間が 2 年以上の場合…当行所定の「2 年以上」の利率

（2）2 年定期預金の場合の利息の支払は次によります。

① 預入日（または継続日）の 1 年後の応当日（以下「中間 利払日」といいます。）に当行所定の利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として支払い、中間払利息は中間利払日にその 2 年定期預金と満期日を同一とするスーパー定期預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

② 中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」 といいます。）は、満期日に中間利息定期預金の元利金とともに支払います。

（3）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（4）満期日前の解約をする場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預金の種類が期日指定定期預金の場合

次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。なお、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって１年複利の方法により計算します。

A．６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B．６か月以上１年未満　　２年以上利率×40%

C．１年以上１年６か月未満　２年以上利率×50%

D．１年６か月以上２年未満　２年以上利率×60%

E．２年以上２年６か月未満　２年以上利率×70%

F．２年６か月以上３年未満　２年以上利率×90%

② 預金の種類がスーパー定期預金の場合次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。

なお、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その利息額と次のC.の利率により計算した利息額との差額を清算します。

A．６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B．６か月以上１年未満　　約定利率×50%

C．１年以上２年未満　　約定利率×70%

（5）利率は当行所定の日に変更します。

この場合、新利率は、変更日以後に預入れ（または継続）される預金から適用します。

（6）この預金の付利単位は１円とします。

6．（取引の制限等）

（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネーローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（3）前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネーローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

7．（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は，当行がやむを得ないと認める場合を除き，満期前に解約することはできません。

（2）この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。

但し、当行で所有するタブレット端末で受付し、解約により払い戻した資金をこの預金と同一店舗、同一預金者の普通預金口座に振替入金する場合に限り、入金する普通預金口座のキャッシュカードおよび積立式定期預金の通帳を提出し、画面表示等の操作手順に従って、積立式定期預金の口座番号、普通預金口座の届出の暗証番号その他の事項を正確に入力してください。

この場合、払戻請求書を提出する必要はありません。（法人名義の預金は除く）

（3）この預金は、解約する預金を指定せず、預金残高の合計額の一部に相当する金額を１万円以上の金額で払戻請求することができます。

この場合、１口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

① 解約日においてすでに満期日が到来している預金がある 場合は、その預金を優先して解約し、かつ、預入日（継 続したときはその継続日）から解約日までの日数が多い ものからとします。

ただし、前記第４条第２項の口座については、預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数の少ないものからとします。

② 前項の順序で最後に解約することになった預金の種類が 期日指定定期預金の場合は、次により解約します。なお、 最後に解約することになった預金の種類がスーパー定期預金の場合は、その預金金額とします。

A．その預金が据置期間中の場合またはその預金が１万円未満の場合は、その預金金額。

B．その預金が１万円以上で、その預金にかかる払戻請求書額が１万円未満の場合は、１万円。

C．その預金が１万円以上で、その預金にかかる払戻請求額が１万円以上の場合は、その払戻請求額。

（4）次の各号のーにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金および通帳を当行の承諾なく、譲渡または質入れし

た場合。

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第６条第１項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 第６条に定める取引等の制限が、１年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第１号から第６号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

（5）前項のほか、次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽 の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能 暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴 力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他ＡからＤに準ずる行為

8.（口座の自動閉鎖）

通帳取引に関し、下記条件に該当する場合、当該通帳の預金口座を閉鎖します。なお、口座閉鎖に関する通知は行いません。

（1）口座残高がゼロであること

（2）最終取引日から１２ヶ月経過していること

9.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（1） 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

（2） 通帳または印章を失った場合の積立式定期預金の払戻し、解約、元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める場合があります。

（3） 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、また到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

10.（長期間未記帳の通帳繰越）

（1） 通帳に記載されていないお取引が 800 件を超えている場合、当行で通帳繰越できるものとします。

なお、通帳に記載されていないお取引が 998 件に達した場合には預金の預入れ、預金の継続等ができなくなります。

（2） （1）に基づき通帳繰越となった場合、お手元の通帳は使用できなくなります。

（3） 使用できなくなった通帳の再発行の手続きは、取引店に申出てください。

当行所定の手続きをした後に新通帳を交付します。

11.（本規定の変更）

（1）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（2）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（3）第１項第２号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以 上

積立定期預金規定

1.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第６条第４項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第６条第４項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2.（預入れの期限等）

（1）この預金は、通帳記載の満期日の３か月前までは自由に預入れができます。

（2）この預金の預入れは１回１円以上とします。

預入れのとき は必ずこの通帳を持参してください。

（3）この預金は、取引店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

3.（預金の支払時期）

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

4.（利息）

（1）この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当行所定のスーパー定期預金利率によって計算します。

ただし、契約期間が３年以上の場合には、満期日からさかのぼって２年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が１年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行所定のスーパー定期預金利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は、当行所定の日に変更します。

この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（3）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および第６条第３または第４項の規定により解約する場合にはその利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① ６か月未満　　解約日における普通預金の利率

② ６か月以上１年未満　　上記第１項の適用利率×50%

③ １年以上３年未満　　上記第１項の適用利率×70%

（4）この預金の付利単位は 100 円とし、1 年を 365 日として日 割で計算します。

5.（取引の制限等）

（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネーローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（3）前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネーローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

6.（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は，当行がやむを得ないと認める場合を除き，満期前に解約することはできません。

（2）この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。

（3）次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金および通帳を当行の承諾なく、譲渡または質入れした場合。

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第６条第１項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 第６条に定める取引等の制限が、１年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第１号から第６号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

（4）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から

5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係 企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他 A から D に準ずる行為

7.（本規定の変更）

（1）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（2）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（3）第１項第２号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以 上

盗難通帳・証書による預金の不正払戻し被害補償に関する追加規定

1.（この追加規定の適用範囲）

（1）この追加規定は、個人の預金取引に適用します。

（2）この追加規定は、以下の取扱いを定めるものです。

① 盗取された通帳、証書（以下「通帳等」といいます。） を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用し た払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱い

② 本人確認（預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱い

（3）この追加規定は、各種預金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この追加規定の定めがある事項はこの追加規定の定めが適用され、この追加規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2.（盗難通帳等による払戻し等）

（1）盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し（以下、 本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（2）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除きます。）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

（3）前２項の規定は、第１項にかかる当行への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、２年を経過する日後に行われた場合には、連用されないものとします。

（4）前２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（5）当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、

当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には、その受けた限度において、不正払戻しにより被った損害について預金者本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、同様とします。

（6）当行が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

（7）当行が第２項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

３．（預金の払戻しにおける本人確認）

預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

【重大な過失または過失となりうる場合】

１．（預金者の重大な過失となりうる場合）

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視 しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その 事例は、典型的には以下のとおり。

（1）預金者が他人に通帳を渡した場合

（2）預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合

（3）その他預金者に（1）および（2）の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※ 上記（1）および（2）については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

２．（預金者の過失となりうる場合）

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

（1）通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合

（2）届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合

（3）印章を通帳とともに保管していた場合

３．（本規定の変更）

（１）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（２）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（３）第１項第２号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以　上

休眠預金等活用法に関する追加規定

１．（この追加規定の適用範囲）

（1）この追加規定は、一般預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十一条第一項に規定する一般預金をいう。）若しくは決済用預金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。）に適用します。

但し、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第三条に定めるものを除きます（以下、この追加規定が適用される一般預金等を、「預金等」といいます）。

（2）この追加規定は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます）にもとづく最終異動日について定めるものです。

（3）この追加規定は、当行が定める各種預金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この追加規定の定めがある事項はこの追加規定が適用され、この追加規定に定めがない事項に関しては、原規定が適用されるものとします。

２．（休眠預金等活用法にかかる最終異動日等）

（1）預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、各預金等に関し、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日

② 将来における当該預金等にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、当該預金等にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当行が当該預金等にかかる預金者に対して、休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。

ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

④ 預金等が、休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（2）前項２号において、将来における当該預金等にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該預金等にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間又は償還期間の定めがあること。

当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

② 自動継続扱いの預金について、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日

A. 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

B. 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、預金等について支払が停止されたこと。

当該支払停止が解除された日

④ 預金等について、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。

当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと。

（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

⑥ 総合口座、ランクアップ定期預金および定期預金通帳等、複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等については、当該商品に係る他の預金等について、前各号に掲げる事由が生じたこと

他の預金等にかかる当該各号に定める日

３．（通知方法）

預金等について、２項（１）③に定める通知は、最終異動日等から９年以上経過した場合に、お届けいただいた住所宛てに、ご郵送させていただきます。

４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（１）預金等について１０年を越えてお取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（３）預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

① 預金等に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

② 預金等に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（４）当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

５．（本規定の変更）

（１）当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① 契約者の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

（２）本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

（３）第１項第２号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以　上